

事業報告

地域共生社会をつくる官民協働のコミュニティ・エンパワメント～コミュニティ・エンパワメント事業～

2023 年度に WAM（福祉医療機構）助成を受け、隣保館や人権協会・人権地域協議会等との協働で相談機能の充実を行い、地域住民がエンパワメントされる地域づくりに向けて次の取組を行いました。今年度は特にトラウマケアに注目し取組に盛り込みました。

■差別やトラウマをケアする相談と機関の基盤づくり支援

①相談員スキルアップ研修の開催

9 月 27 日・10 月 25 日に大東市立野崎人権文化センターと住吉隣保事業推進センターで、「地域共生社会づくりにおける隣保館の役割」「隣保館相談」「地域における総合相談」の 3 コマを開催し、延べ 20 人の方に参加いただきました。

②隣保館相談サロン、相談員交流会の開催

9 月 8 日・1 月 19 日・3 月 1 日に、「相談員相互の交流と相談のケース検討」「コンフリクト・マネジメント」「トラウマケアを踏まえた相談実践」という内容で実施しました。会場はオンライン、HRC ビル、住吉隣保事業推進センターで開催し、延べ 20 人の方に参加を頂きました。また、12 月 22 日に島本町人権文化センターにおいて相談員交流会の開催し、13 人の方にご参加いただきました。交流会では、2 各館より相談事例の報告をいただき、助言者の進行の下、ケース検討を深めました。

休眠預金活用人権 NPO 協働助成事業 成果報告会を開催

2024 年 1 月 25 日に HRC ビルにおいて、「制度の狭間に挑んだ 10 事業 3 年間の取り組みでだれの何が変わったのか」と題し、助成事業によって起こった様々な成果をストーリーを交えて報告し、参加者と実行団体がつながる機会、社会的マイノリティに対する理解やその課題解決が進む機会として開催しました。

会場とオンライン併用で実施し、実行団体、事業推進委員、一般参加者等を合わせ 40 人の方にご参加いただきました。

内容として、実行団体が 3 年間を通して得た成果と今後の事業展開について報告し、推進委員から助言をいただきました。また、オンラインと会場にご参加いただいた参加者からのご意見や質疑の時間を設けました。そして、推進委員からのまとめと JANPIA PO から一言をいただき、終了しました。

参加後のアンケートでは、「3 年間の継続事業のストーリーが聞けた事は今後の活動に生かせるヒントになりました。又、みなさんもこれが終わりではなく、今後も新たな課題や、引き続き活動されていく事に、私自身も活力をもらいました。」といった内容をいただきました。



賛助会員の募集と寄付のお願い

一般財団法人大阪府人権協会が行う、被差別・社会的マイノリティの人権を柱とする人権啓発、人権相談・支援、人材育成ネットワークづくりを支えていただける賛助会員の募集と寄付のお願いをしています。

賛助会員には、人権研修の相談、「人権協会ニュース」の送付、また、当協会の出版物・講座参加費の割引等もあります。何卒、ご支援いただきますよう、よろしく願います。

会費および寄付は、郵便振替口座にお振り込みください。

口座名：一般財団法人大阪府人権協会

口座記号番号：00930-8-272377

賛助会員	個人	1 口	3,000 円
	団体・法人	1 口	30,000 円
寄付金	個人	1 口	1,000 円
	団体・法人	1 口	10,000 円

賛助会員入会 ありがとうございます

2024 年 9 月末現在（敬称略）

賛助会員：2 人の方より入会いただきました。3 人の方より寄付をいただきました。

編集・発行	 ざい だん ほう じん おお せいか ふ じん けん きょう かい 財団法人 大阪府人権協会	〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37RC ビル 8 階 TEL 06-6581-8613 FAX 06-6581-8614 U R L : http://www.jinken-osaka.jp E-mail : info@jinken-osaka.jp
-------	---	--



人権に関する相談・人材養成・啓発の更なる充実を

大阪府人権協会では、これまでに引き続き 2024 年度からの 3 年間、大阪府と市町村による委託事業である人権相談・啓発等委託事業の事業者に選定されました。これにより、2023 年 10 月から受託している大阪府インターネット誹謗中傷・相談窓口（ネットハーモニー）の運営と併せて、リアルな生活における様々な人権に関する悩みと、インターネット上の誹謗中傷に関する悩みと両方に対応する総合的な相談を運営していくこととなります。あわせて、市町村の啓発事業への支援や人材養成としての大阪府人権総合講座も実施し、専用のポータルサイトも立ち上げます。

今年度の大阪府人権協会は次の基本方針を掲げて取り組みを進めます。

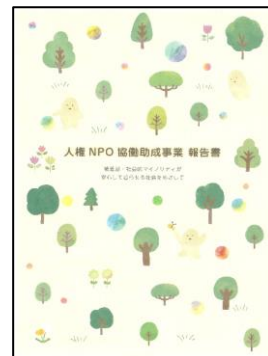
- 1)差別解消に関する法制度を具体化する取り組み
- 2)相談・支援の取り組みの強化
- 3)人権啓発及び人材養成の強化
- 4)ネットワークの強化
- 5)提言機能の強化
- 6)大阪府人権協会の今後の方向の具体化

【お知らせ及び活用いただける資料紹介】

2023 年度に当協会が作成した報告書等について次の通りご紹介しますのでご活用ください。

- ①「2023 年度相談事例研究会報告」
- ②「ネットハーモニーよくある相談」
- ③「人権 NPO 協働助成事業」報告書

2021 年度より 3 年間、日本民間公益活動連携機構(JANPIA)の休眠預金助成金を活用し、被差別・社会的マイノリティが安心して暮らせる社会づくりにつながることを目的に、10 の実行団体と協働で人権 NPO 協働助成事業を実施し「人権 NPO 協働助成事業」報告書を作成しました。本報告書では取り組んだテーマそれぞれにおける現状や課題、取り組みを継続するための課題点について触れられています。



こういった中、社会の状況をみると、コロナ禍の影響や長引く物価高に加え、格差拡大による低所得層の問題など、脆弱な生活基盤にある人により深刻な被害が大きく出る等負の連鎖を生み出す構造的な問題が顕在化してきました。一方で、こういった生活や権利を守る包括的な法改正や施策も進んでいますが、社会的に不利益を受けやすい人ほどそういった施策にアクセスできていない現状もあります。

このような社会の状況だからこそ、大阪府人権協会では、市町村人権協会・人権地域協議会や人権問題に関わる様々な団体とのネットワークに取り組んできた財産を活かし、人権侵害の状況からの救済を図る相談、人権侵害を防ぐための予防的役割である人権啓発等の取り組み、そして様々な違いや立場を理解し合うことから社会課題を解決していくネットワークづくりの取り組みを更に進めていきます。

具体的事業については 2 頁でご紹介していますが、皆さまとのネットワークの中で進めていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

④コミュニティ・エンパワメント事業報告書

2023 年度独立行政法人福祉医療機構(WAM)社会福祉振興助成事業助成を活用し、コミュニティのエンパワメントと官民協働した課題解決支援事業を実施した活動報告書です。本報告書では隣保館をはじめ、地域課題に取り組む関係団体支援することにより、制度のあるものはしっかり行政がケアをし、制度の狭間にある課題は民間で柔軟に対応できる体制がつけられることで、支援の取りこぼしをなくし、誰も置き去りにしない地域づくりをめざした取り組みを掲載しています。

<https://www.jinken-osaka.jp>



事業紹介

2024 年度の事業

A 実施事業

I 人権相談事業

1) 府民向け人権相談事業

1) 人権相談窓口の開設

電話相談：月～金　：10：00～16：00

第四日曜日　10：00～16：00

LINE 相談：木・金曜日：18：00～22：00

面接相談：上記曜日、時間　原則事前予約制

2) 「出張相談」

2) 市町村人権サポート事業

1) 市町村相談窓口などの相談員・担当者への支援

2) 人権相談マニュアルの更新

3) 専門家連携相談支援事業

1) 大阪弁護士会と連携し、大阪弁護士会紹介弁護士への無料相談

2) 他の専門家や当事者団体・支援団体との連携

4) 人権相談ネットワーク事業

1) 人権相談機関ネットワークの運営

2) 「おおさか相談フォーラム」「事例研究会」の開催

3) 人権相談集約・報告

5) 就労相談支援事業

1) 地域就労支援センターとの連携

2) 生活困窮者自立支援制度に取り組む団体や当事者支援団体等連携

4) 人権相談ネットワーク事業

1) 人権相談機関ネットワークの運営

2) 「おおさか相談フォーラム」「事例研究会」の開催

3) 人権相談集約・報告

5) 就労相談支援事業

1) 地域就労支援センターとの連携

2) 生活困窮者自立支援制度に取り組む団体や当事者支援団体等連携

7) インターネット専門相談事業

1) 専門相談事業窓口の開設

SNS(LINE)、電話、面接

月～土曜日　16：00～22：00

第二日曜日　13：00～18：00

メール、FAX、手紙：常時受け付け

2) 大阪弁護士会と連携し、大阪弁護士会紹介弁護士への無料相談

3) 情報のデータベース化と分析

8) 大阪市人権相談事業

1) 大阪市人権相談窓口の運

2) 人権相談担当者の研修

II 人権啓発事業

1) 人権啓発アドバイザー事業

1) 常勤アドバイザーによる啓発相談

2) 専門アドバイザーによるアドバイス

3) 啓発に関わる実践・交流会の開設

2) 人権関連情報収集・提供事業

1) メールマガジン「人権あらかと」提供

メールマガジンをウェブページに掲載

2) 人権リレーエッセイをホームページで提供

3) 講師リスト・紹介事業

1) 人権啓発の講師リストを作成し各市町村等に提供

2) 人権啓発の講師を紹介

4) 人権情報誌・人権教育教材事業

III 人材養成事業

1) 人権総合講座

【前期】①人権担当者入門、②人権ファシリテーター養成、③人権啓発企画担当者養成、④人権相談員養成、⑤人権問題科目

【後期】①人権ファシリテータースキルアップ、②人権コーディネータースキルアップ、③人権相談員スキルアップ、④人権相談員専門、⑤人権問題科目

*人権問題科目は一部の科目でオンデマンド受講

2) 人権ファシリテーター養成事業

1) 養成講座テキストの作成、2) 養成講座の検討

IV ネットワーク推進事業

1) ネットワーク事業

1) おおさか人権協会連絡協議会

2) 大阪府人権協会・20 市町村連絡会議の連携

3) えせ同和行為等根絶大阪連絡会議

4) 大阪府人権福祉施設連絡協議会

5) 人権関係団体連携事業

2) 人権 NPO 等創造事業

1) 人権 NPO 協働事業まとめとフォローアップ

2) 被差別・社会的マイノリティ団体等のプラットホーム

B. その他の事業

I .人権啓発促進事業

1) 人権関係冊子等販売事業

2) 人権研修受託事業

3) 人権啓発記事作成事業

II .人材養成促進事業

1) 介護相談員研修事業…養成研修と現任者研修の実施

III .土地活用事業

IV .A ´ワーク創造館事業

事業報告

2023 年度大阪府人権総合講座（後期）を開催

＜大阪府委託事業＞

2023 年 12 月 20 日～2024 年 2 月 21 日の期間中、全 10 日にわたって、大阪府人権総合講座（後期）を開催しました。

大阪府人権総合講座は、人権尊重の社会づくりを推進するために必要な人材を幅広く養成することを目的に、人権教育・啓発や人権相談に携わる方に必要な知識、スキル等を経験に応じて習得できる講座で、年間を通じて開催しており、後期は、専門的、経験者向けコースとして、下記の人材養成コース 4 コースと様々な人権課題を幅広く学ぶことができる「人権問題科目群」を設定し、合計 50 科目を実施しました。

【人材養成コース】

①人権ファシリテータースキルアップコース

②人権コーディネータースキルアップコース

③人権相談員スキルアップコース

④人権相談員専門コース

後期は延べ 180 人の方々が受講に受講していただきました。修了認定を行う、「人権相談員スキルアップコース」では、受講された方のうち、20 人の方々の修了認定を行いました。

人権尊重の社会づくりや相談事業の充実のため、学ばれた事や気づき等を職場や地域等で活用していただければと思います。



■受講状況

	定員	受講 申込者	受講 決定者	修了者
人権ファシリテータースキルアップ	20	13	13	-
人権コーディネータースキルアップ	20	15	15	-
人権相談員スキルアップ	30	31	31	20
人権相談員専門	30	24	24	-
科目選択受講	-	97	97	-
合計（延べ）	140	180	180	20

受講申込者実人数：117 人

2023 年度インターネット専門相談事業実績報告

＜大阪府委託事業＞

大阪府人権協会では、大阪府より事業を受託し、2023 年 11 月に大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口ネットハーモニーを開設しました。

ネットハーモニーでは、大阪府内に在住または在勤・在学されている方やその親族の方を対象に、インターネット上での誹謗中傷や差別等の人権侵害をはじめとする様々なトラブルに関する相談を幅広く受け付け、問題に対して必要な助言や情報提供、関係機関の案内・紹介等を行っています。

このネットハーモニーの 2023 年度相談実績報告書を公開しましたので、概要をご紹介します。

2023 年度は 11 月 6 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間に、合計 120 日間相談窓口を開設し、150 件の相談を受け付けました（延べ受付件数は 314 件）。

相談者の年代は、40 代 21 人（14.0%）、50 代 16 人（10.7%）、20 代 11 人（7.3%）の順で多くなっています。ただし、相談のなかで相談者の年齢を確認できない場合も多いため、不明が 85 人（56.7%）と多くを占めています。また、相談者自身は 40 代や 50 代であっても、家族、特に未成年の子どものネット・トラブルについて相談するといった場合もありました

相談内容の内訳をみると、誹謗・中傷に関する相談（名誉毀損・侮辱やプライバシー情報の暴露、ネットいじめなど）が 78 件（41.9%）、その他のネット・トラブルに関する相談（情報セキュリティ、なりすましやアカウントの乗っ取り、ネット上でのつきまといなど）が 48 件（25.8%）あり、差別に関する相談は 7 件（3.8%）でした（複数の人権課題にまたがる相談案件は重複して計上しています）。

ネットハーモニーでは、これらの相談に対し、主として必要な助言（102 件、32.5%）や傾聴（39 件、12.4%）、他機関の紹介・案内（36 件、11.5%）といった対応を行いました。

ネットハーモニーへの相談は、窓口の認知の高まりにともなって漸次増加の傾向にあります。今後も多くの方々の相談のニーズに応えつつ、相談対応の質を高めていきたいと思っています。

※2023 年度の「相談実績報告書」は「ネットハーモニー」のポータルサイト上に公開していますので、詳細はそちらでご確認ください。

<https://net-harmony.pref.osaka.lg.jp/aboutus/>

